

施策15 子どもの権利擁護の推進

これまでの取組と成果

- ◆いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組む、児童生徒のいじめに対する意識（全国学力・学習状況調査）は高まっています。
- ◆こども総合相談センター（児童相談所）の児童福祉司や児童心理司の増員、医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口の設置や研修の実施、区子育て支援課に対するスーパーバイザーの派遣、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同研修の実施など、重大な権利侵害である児童虐待に対する対応力を向上させるとともに、社会的養護に措置されている子どもの権利擁護のための啓発や相談支援の充実に取り組みました。

現状と課題

- ◆福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査（平成30年度）によると、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は7割を超えていますが、引き続き、社会のあらゆる分野において、すべての子どもの意見が尊重され、その「最善の利益」が優先して考慮される社会づくりが求められています。
- ◆学校では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にありますが、学校ごとのいじめのとらえ方に差がみられます。
- ◆社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など、子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっています。

施策の方向性

- ◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。
- ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。
- ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。
- ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。

(1) いじめの防止・対応

- 各学校で、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、引き続き、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことで、いじめの未然防止、早期発見、即対応に取り組みます。
- 教育委員会と学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身に付けられるよう指導の充実を図ります。
- 学校サポーター会議の活用など、地域・家庭と連携したいじめ問題への対策を進めるとともに、より多くの大人が子どもの悩み等を受け止められる体制づくりに努めます。
- 学校や教育委員会、こども総合相談センター(児童相談所)、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。

(2) 子どものアドボカシー(権利擁護、意見表明の支援、代弁など)の推進

- 一時保護所や児童養護施設等に対する第三者(行政や施設から独立した第三者)による評価を実施し、それらの施設に一時保護や措置されている子どもの権利擁護を推進します。
- 里親や社会的養護関連施設に措置されている子ども専用の相談電話や冊子「権利ノート」の充実・活用に取り組み、子どもの意見表明を支援します。
- 子どものアドボカシーについて専門性を有する第三者(行政や施設から独立した第三者)が、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもを定期的かつ積極的に訪問して意見表明を支援し、行政や関係機関に対して代弁等を行う仕組みをつくとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりに向けた取組みを社会全体で推進します。
- こども総合相談センター(児童相談所)による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などには、福岡市こども・子育て審議会専門部会が子どもの意見を聴取・審議し、こども総合相談センター(児童相談所)は審議の結果を踏まえた措置を行うなど、子どもの最善の利益を考慮した決定を行います。
- 親権者の不在などによって親権行使ができない状況にある場合、子どもの福祉のため、未成年後見制度を活用します。

(3) 子どもの権利の啓発と尊重

- 子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

- 学校、こども総合相談センターなどの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
Q-U アンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-U アンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
処遇困難事例等専門部会による子どもの意見聴取・審議	児童の最善の利益を確保するために、児童や保護者の意見が児童相談所と異なるなどには、こども・子育て審議会「処遇困難事例専門部会」において意見聴取・審議を実施
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
学校・保育所などでの人権教育・保育の推進	教育活動全体を通じた人権教育・保育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施
子ども日本語サポートプロジェクト	福岡市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行う